令和2年4月24日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課御中

> 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル6F 一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 会長 会田容弘

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和2年(2020年)3月27日付けで公告された接続約款の変更案等に対し、別紙の通り意見を提出します。

該当箇所	意見
NTT東日本附則(令和元年(2019年)6月25日東相制第18-00108号)第6項「本機能は(略)補完的な機能と位置付け、令和3年6月末日まで、接続の申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付を実施するものとします。」	附則第6項で規定されているC-20型およびC-50型については、接続 約款の定めと異なる網改造料の取扱いが行われていたことが指摘されました。 その際、附則の網終端装置を利用しないでも円滑なインターネット接続が可能であるようNTT東日本において適切な対処が行われることを前提として、ISP事業者が追加的、個別専有的に設備を増強させる必要がある場合の補完的な機能として、期間を限定した経過措置として接続約款に位置付けられたものです(令和元年(2019年)6月21日情報通信行政・郵政行政審議会答申において示された「考え方17」)。 当初の期限である2020年6月までに、経過措置が必要な状態は解消すべきです。附則の網終端装置を利用しないでも、少なくとも新規に申し込まなくても、十分円滑なインターネット接続が可能であるようNTT東日本は適切な対処を行う必要があります。 外出抑制やテレワークの増加はインターネットトラヒックの増加に拍車をかけることが見込まれます。本則の網終端装置(B型、C型)の増設基準を少なくともC-20型と同じ基準まで引き下げることで(そしてトラヒックベースに移行し)、経過措置を延長することなく、円滑なインターネット接続が可能となるようにすべきと考えます。
接続約款料金表 網改造料(53)ア欄(NTT東日本)(51)ア欄(NTT西日本)	約款には直接規定されていないものの、NTT東西が総務省に報告した内容では、E型網終端装置の増設基準が16000セッションになっているようです。仮に1Gbps超のメニューを収容するためにE型を利用する場合、1人当たりの帯域はC-20型(最大1Gbpsのメニューを収容)と同程度になってしまうため、E型だけを使って円滑なインター

	ネット接続ができないおそれが出てきます。1Gbps超のメニューを利用するユーザは平均トラヒックが従来のメニューの利用者より多いことが見込まれますので、それを考慮して、ユーザが困らない増設基準を設定するべきと考えます。
接続約款料金表 網改造料(53)ア欄(ア)(NTT東日本)(51)ア欄(ア)(NTT西日本)	NTT東西が総務省に報告した内容では、地域事業者向けメニューについて、1事業者3台までは300セッションを増設基準とするとされています。しかしながら、地域事業者でも近隣県でのサービス提供を行っているなど、3台を超える構成になることは容易に予想されることから、実際に利用する地域事業者の意見を聴き、ユーザへのサービス提供に不自由のない台数を提供するよう要望します。なお、トラヒックが伸び続ける中、網終端装置の増強が必要なのは地域事業者に限らないことから、大手事業者を含めたどの事業者であっても、ユーザへのサービス提供に困らない台数の網終端装置を提供できるよう規定するべきと考えます。